# 定期報告が必要となる 建築物・建築設備・防火設備・昇降機・工作物

# I 建築物

建		対象【(い)欄の用途	に供する部分の規模等が(ろ)欄のいずれかに該当するもの】	報告の間隔
		用途(い)	規模等(ろ)	
1		劇場、映画館又は演芸場	〇床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの	2年
			○3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
			〇主階が1階にないもの	
			〇床面積の合計(客席の部分に限る)が 200 m <sup>3</sup> 以上のもの*3	
			〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
2	(1)	観覧場(屋外観覧場を除く)、	〇床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
		公会堂又は集会場	○3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
			〇床面積の合計(客席部分に限る)が 200 m 以上のもの*3	
			〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
	(2)	病院、診療所(患者の収容施設	〇床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
		があるものに限る)、就寝用途	○3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>®</sup> を超えるもの	
		の児童福祉施設等*1、ホテル又	○2階の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの(病院又は診療所にあって	
		は旅館	はその部分に患者の収容施設があるものに限る) *3	
			〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
	(3)	児童福祉施設等*2(入所施設が	〇床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
		あるものに限り、就寝用途の児	○3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
		童福祉施設等*1を除く)	〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの	
3	(1)	共同住宅(サービス付き高齢者	○6階以上の階にあるもの	3年
		向け住宅を除く)		
	(2)	共同住宅(サービス付き高齢者	○3階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
		向け住宅に限る)	○ 2 階の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの*3	
			○地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
	(3)	 寄宿舎(サービス付き高齢者向	   ○3階以上の階の床面積の合計が100 ㎡を超えるもの *3	
	(0)	け住宅、認知症高齢者グループ	○ 2 階の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの*3	
		ホーム及び障害者グループホー	○世階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
		ムに限る)	O'DIPERS NAME (NO. 11) 100 111 E AESTE O GOS	
4	(1)	学校(小学校、中学校、義務教	〇床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの	2年
	, ,	育学校、高等学校、中等教育学	○3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
		校及び大学を除く)		
	(2)	体育館(学校に附属するものを	O床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの	
		除く)	   ○3階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの	
			│ │ ○床面積の合計が 2,000 ㎡のもの*³	
5	•	博物館、美術館、図書館、ボーリ	O床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの	3年
		ング場、スキー場、スケート場、	○3階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
		水泳場又はスポーツの練習場(学	〇床面積の合計が 2,000 mのもの*3	
		校に附属するものを除く)		
6	(1)	物品販売業を営む店舗(床面積	〇床面積の合計が 1,500 meを超え、かつ、2階以上の階にあるもの	2年
		が 10 ㎡以内のものを除く)	○ 3 階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
			〇床面積の合計が 3,000 m以上のもの*3	
			○ 2 階の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの*3	
			〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
	(2)	百貨店、マーケット又は展示場	○3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
			○ 2 階の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの*3	
			〇床面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの*3	
			〇地階の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの *3	
7		キャバレー、カフェー、ナイト	〇地階又は3階以上の階にあるもの	
		クラブ、バー、ダンスホール、	〇床面積の合計が 1,500 ㎡を超え、かつ、2 階にあるもの	
		遊技場、公衆浴場、待合、料理	O床面積の合計が 3,000 m以上のもの*3	
		店又は飲食店	○ 2階の床面積の合計が 500 m以上のもの*3	
8		事務所その他これに類するもの	〇床面積の合計が 2,000 ㎡を超え、かつ、6 階以上の階にあるもの	3年

#### Ⅱ 建築設備等

<u> </u>						
		対象	報告の間隔			
1	建築設備	次に掲げる建築設備で、「I建築物」の表に掲げる建築物に設けるもの 〇換気設備(自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く)	1年			
		○機械排煙設備 (自然換気設備及び共同性毛の性別に設けるものを除く)				
		○非常用の照明装置				
		○ ○ 分布用の無明表置 ○ ○ 給排水設備 (共同住宅の住戸に設けるものを除く)				
2	防火設備	○ 「I 建築物」の表に掲げる建築物に設けるもの	1年			
-	1937 LLX IVIII	又は次に掲げる用途の床面積の合計が 200 ㎡超える建築物に設けるもの				
		・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)				
		・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)				
		・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、				
		障害者グループホームに限る)				
		・就寝用途の児童福祉施設等* <sup>1</sup>				
		〇対象となる防火設備※は、随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーは除く)				
		※防火設備・防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等				
3	昇降機	Oエレベーター	1年			
		Oエスカレーター				
		〇小荷物専用昇降機				
		※籠が住戸内のみを昇降するものを除く				
		※労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く				
4	工作物	○観光用エレベーター、観光用エスカレーター	毎年4月及び10月(ただ			
		〇ウォーターシュート、コースター等	し使用期間が連続して6月			
		〇メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等	以内のものは毎年使用開始			
		(建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げるもの)	前1月に1回)			

# \* 1 就寝用途の児童福祉施設等

平成28年国土交通省告示第240号第1第2項第2号から第9号に掲げるもの

(第2号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第3号:助産所、第4号:盲導犬訓練施設、第5号:救護施設及び更生施設、第6号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第7号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第8号:母子保健施設、第9号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る))

## \* 2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等

(児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設等)

### \* 3 規模等

当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く

- 建築物の定期調査の報告は、報告期限の日からその日前3月までの間(建築物以外は1月までの間)に行うようにしてください。
- 建築物の定期報告の調査は、報告の日前より3月以内(建築物以外の検査は2月以内)に行うようにしてください。(さいたま市建築基準法施行細則で定められています。)
- 建築物の規模が小規模な場合(床面積が200m以下である場合)は、定期報告が必要となる建築物等かどう かをお問い合わせください。